

農業所得について

○ 収支内訳書の主な科目と分類

※収入が家事消費のみ(営利性がなく事業として認められない)の場合、家事消費としての収入は農業所得ではなく「雑所得」として申告いただくこととなります。(赤字所得を黒字所得から差し引く「損益通算」はされません。)

収 入 金 額	
① 販売金額	1年間に販売した農産物の販売金額を記入します。 (市場手数料や撰果料、運賃等が相殺されて入金されている場合は、これらの金額が相殺される前の金額を記入します。)
② 家事消費等	収穫した農産物を自分で食べたり、贈答した場合には自家消費として収入金額に含めません。また、収穫した農産物を自己の生産のために消費した場合は、事業消費として収入金額に含めます。(事業消費の場合、収入金額と同額を種苗費等の経費とします。)
③ 雑収入	農業に関係する収入で販売金額以外のものを記入します。 (自主流通米や加工用米の精算金、各種補助金、野菜や果樹共済などの農産物の受取共済金など) ※農協からの出資配当金は配当所得、小作料収入は不動産所得として申告してください。 ※R3年中に持続化給付金などを受給された方は雑収入にその金額を計上してください。

必 要 経 費	
㊦ 租税公課	消費税(地方消費税を含む。)、土地建物等の固定資産税、自動車税、農事組合費、生産組合費、印紙代など(土地建物や自動車は農業用のものに限りません。) ※区費は含めない。国保税、介護保険料、後期高齢保険料は社会保険料控除に含める。
㊧ 種苗費	種子、苗の購入費など
㊨ 素蓄費	子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料
㊩ 肥料費	化学肥料や堆肥用わらの購入費など
㊪ 飼料費	飼料の購入代金など
㊫ 農具費	農具、機械、器具(1個または1組の取得価額が10万円未満のもの)などの購入費など
㊬ 農業・衛生費	農業の購入費、共同防除の負担金など
㊭ 諸材料費	ビニールシート代、果実の袋掛用袋代、わら、縄、支柱などの購入費など
㊮ 修繕費	農機具、農業用の建物・車両などの修理に要した費用
㊯ 動力光熱費	かん水などに要した水道料、電気料、農業機械・車両などに要した軽油・ガソリン代、ハウス施設の重油などの燃料費
㊰ 作業用衣料費	作業服代、長靴、手袋代など
㊱ 農業共済掛金	水稻、温室などの共済掛金、農業用の建物・車両に対する保険料など (建物更正共済や長期火災保険の場合は掛け捨て部分のみ)
㊲ 荷造運賃手数料	農産物等の販売に要した市場手数料、運送費、包装費など
㊳ 土地改良費	土地改良区、水利組合の負担金のうち維持管理費など
㊴ 雑費	上記に分類できない経費(研修費、事務用品の購入費、電話代、切手代など)
㊵ 雇人費	農産物等の生産及び販売のための雇用労賃・雇人への賄費、交通費など
㊶ 小作料・賃借料	小作料、ライスセンター、共同撰果場などの使用料金など
㊷ 減価償却費	農業用の建物や車両、農機具等の資産で、取得価格が10万円以上のものに係る償却費 ※下取りで売却した事業用資産の譲渡収入は譲渡所得で申告してください。
㊸ 貸倒金	取引先などの資力喪失のため回収不能となった場合の売掛金・未収入金など、事業の遂行上生じた債権の貸倒れによる損失
㊹ 利子割引料	農業用資金の借入金利子、農業用資産の割賦買入による支払利子、受取手形の割引料

(注) 減価償却費の計算は、前項「4 固定資産の取得状況」欄に記載された、各固定資産の取得価額等に基づき計算します。計算方法は信濃中野税務署または国税庁公式HPなどでご確認ください。

1、農業所得の計算方法について

農業所得は、総収入額から必要経費を差し引いて計算する【収支計算】の方法により申告してください。

「収支内訳書の書き方」(農業所得用)をご覧ください。

2、申告の方法について

- ・収支計算により集計・記載された「帳簿」「整理表」「収支内訳書」などを各申告会場へ持参し、申告してください。(その他、役場から送付された申告書類のほか、税務署からの関係書類もすべて持参してください。)申告までに集計されていない場合は、申告できません。
- ・「帳簿」「整理表」「収支内訳書」は申告の際に提示いただくだけで当日返却します。
- ・作成した「収支計算書『提出用』」を村県民税申告書(緑色印刷)とともに記名・押印し、申告相談会場(2月16日(水)～3月14日(月))へ持参し申告をお願いします。

3、申告の種別について

収支を計算したあとの所得が20万円以下で①～③にあたる人は、【村県民税申告】をしてください。

- ① 農業のほか1か所からのみの給与所得で給与の年末調整が済んでいる人。
 - ② 昭和32年1月1日以前に生まれた人(65歳以上)で、農業と公的年金以外に所得がなく、公的年金の収入額が110万円以下の人。
 - ③ 昭和32年1月2日以降に生まれた人(65歳未満)で、農業と公的年金以外に所得がなく、公的年金の収入額が60万円以下の人。
- 注) 上記以外、農業所得が20万円を超えている人は、【所得税の確定申告】が必要です。

◆記帳・帳簿等の保存制度について

個人の白色申告の方で、農業(事業)や不動産貸付等を行う全ての方は、記帳と帳簿書類によっては最大7年間の保存が必要です。(※所得税等の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。)

1年間(1月1日から12月31日までの間)に生じた所得金額を正しく計算し、申告するためには、収入金額や必要経費に関する日々の取引の状況を帳簿に記録(記帳)し、取引に伴って作成したり受け取ったりした書類を保存しておく必要があります。

◆新型コロナウイルス感染症に係る給付金等について

課税所得となるものについては、雑収入として計上してください。

【課税所得となるもの(雑収入)】	【課税所得とならないもの】 国からの補助金
<ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金(事業所得者向け) ・家賃支援給付金 ・農林漁業者への経営継続補助金 ・小学校休業等対応助成金、支援金など 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金、給付金 ・子育て世帯への臨時特別給付金・学生支援緊急給付金 ・子育て、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金など

※村公式ウェブサイト(www.vill.kijjadaira.lg.jp)では、収支内訳書のエクセルデータを公開中です。ご利用ください。

お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ◆信濃中野税務署 電話0269-22-3151(代)(音声ガイダンスが流れます) ◆村総務課税務係 電話0269-82-3111(代)
--------	--